

市民税の減免取扱について

1 目的

登別市税条例（昭和25年条例第26号。以下「市税条例」という。）第51条第1項に定める市民税の減免について、その範囲等を明確にし、公正、適正な取り扱いを期するため、この基準を定める。

2 減免の趣旨

市民税の減免は、納税義務者が生活扶助等を受けるに至ったとき及び失業、廃業、休業等並びに傷病、疾病及び死亡等の事由で所得が著しく減少したことにより生活困窮（納税義務者死亡の場合、それを承継する者）となった場合、あるいは自己又は被扶養者の傷病、疾病により多額の出費を要した場合で、納期の延長又は徴収猶予によっても納税が困難と認められる場合に限り適用する。

3 一般的な留意事項

- 1) 減免は原則として納税者からの申請書の提出のあった日以降に到来する納期限に係る分から減免する。（生活扶助等の場合は、その事実発生以降に到来する納期限に係る税額とし、原則として過年度分まで遡及しない。）
- 2) 申請を受理するにあたっては、別紙申請書の記載事項について充足され、かつ、その事由を証明する書類が添付されていること。
- 3) 減免するか否かは、減免申請書提出時の状態において認定するものであること。
- 4) すでに納付されている税額については減免（還付）はできないものとする。
- 5) 収入が減少しても過去の蓄積、退職金、保険金等により生活しているものは原則として除く。
- 6) 傷病、疾病のため医療に要した費用とは、医療又は歯科医療のための支出金額及び付添、介護等に要した額（親族の場合は除く。）の合計額から医療還付金、保険金、損害賠償金で補てんされた額を控除した額とする。（予防、栄養等に係るものは該当しない。）
- 7) 納税義務者の死亡により納税義務者を承諾する者が、被相続人から相続（包括遺贈も含む。）により承諾した財産の範囲は、不動産、事業用資産（不動産を除く。）有価証券及び預貯金、退職金、生命保険金（保険契約上承継者が受取人となっている場合も含む。）並びにこれら以外の動産（家財道具を除く。）とし、そのものの価格の合計額を承継財産の価格とする。ただし、被相続人が居住用の土地家屋の購入等のために要した資金のうち借入金がある場合は、その借入金の残額を承継財産の価格から控除する。
- 8) 減免の事由が2つ以上に該当する場合は、当該減免基準の有利な方で減免する。
- 9) 担税力の判断は同居親族の全ての収入で判断する。

減 免 基 準

- 1 市税条例第51条第1項第1号に該当する場合は、次に掲げるところによる。
 条例に定める個人市民税の賦課期日（1月1日）以降において、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助を受けることになった者については納期未到来分の税額を金額免除する。
- 2 市税条例第51条第1項第2号に該当する場合は、次に掲げるところによる。
 - 1) 失業、休業、廃業等の事由により、その年の所得の推計金額（失業保険金、退職金、年金等の収入を含む。）が生活保護基準額（当該年度2級地基準の第1類＋第2類）の100分の120以下であるもので、前年の合計所得金額が350万円以下（傷病、疾病による失業の場合は400万円以下）であり、かつ、個人の市民税の納付が著しく困難であると認められるものについては、次の区分（表1、表2）により市民税を軽減し、又は免除する。

表1

前年度合計所得金額	減免の割合
150万円以下であるとき	所得割合の全額
150万円超～200万円以下	10分の8
200万円超～250万円以下	10分の6
250万円超～300万円以下	10分の4
300万円超～350万円以下	10分の2

表2 傷病により失業

前年度合計所得金額	減免の割合
200万円以下であるとき	所得割合の全額
200万円超～250万円以下	10分の8
250万円超～300万円以下	10分の6
300万円超～350万円以下	10分の4
350万円超～400万円以下	10分の2

- 2) 納税義務者又は扶養親族が重大な傷疾を受け、若しくは疾病にかかり、医療のため不時に多額の出費を要した場合で、前年の合計所得金額が400万円以下で、療養費がその5割以上となった場合、表2により市民税を軽減し、又は免除する。
- 3) 納税義務者の死亡により納税義務を承継する者の前年中の合計所得金額が300万円以下で、かつ、被相続人から承継する財産の価格が1,000万円以下の者で生活の困窮により納税義務の承継が困難であると認められる者は、次の区分により市民税を軽減し、または免除する。

前年度合計所得金額	減免の割合
100万円以下であるとき	所得割合の全額
100万円超～150万円以下	10分の8

150万円超～200万円以下	10分の6
200万円超～250万円以下	10分の4
250万円超～300万円以下	10分の2

3 市税条例第51条第1項第3号に該当する場合は、次に掲げるところによる。

所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第32号イ、ロ、ハに掲げる者で当該年の所得が皆無又は、はなはだしく減少し、かつ、前年の合計所得金額が200万円以下である者に対しては、次の区分により市民税を軽減し又は、免除する。

前年度合計所得金額	減免の割合
100万円以下であるとき	所得割合の全額
150万円以下であるとき	10分の8
150万円をこえるとき	10分の5

4 市税条例第51条第1項第4号に該当する場合は、次に掲げるところによる。

民法（明治29年法律第89号）第33条の規定によって設立した公益法人、またはこれに準ずるもので、その事業活動が公益的・公共的性格が顕著であり、かつ、公益上の必要があると認められるものについては全額を免除する。